

参加
無料

事前
予約

先着
順

法務局に預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度説明会

日時

安心

安価

親切

制度について
分かりやすく
説明します

令和8年1月30日(金)

- ① (午前の回) 10:00 – 11:30
② (午後の回) 14:30 – 16:00



会場

支局会場は本局会場
からウェブ中継します！



さいたま地方法務局 本局 TEL: 048-851-1024

川 越 支 局	(※午後のみ)	049-243-3824
熊 谷 支 局		048-524-8805
秩 父 支 局		0494-22-0827
所 沢 支 局		04-2992-2677
東 松 山 支 局		0493-22-0379
越 谷 支 局		048-966-1321
久 喜 支 局		0480-21-0215

申込み

参加希望の会場に
直接お申し込みください！



- ▶お申込は、参加希望の会場で、お電話又は窓口にて承ります。
▶お申込は、先着順で各会場の定員になり次第、締切となります。
▶川越支局会場は、午後の回のみの開催となります。

～あなたの大切な遺言書を法務局 (遺言書保管所) が守ります～

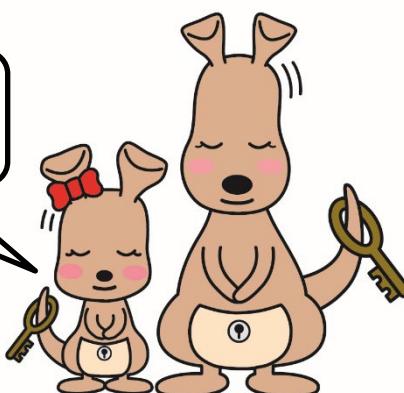
遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により、改ざんされる等のおそれが指摘されています。

そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、法務局が自筆証書遺言書を保管する制度が創設されました。

高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあるといわれていますが、ご自身の財産をご家族等へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひこの制度をご活用下さい。

今回の説明会では、制度の特色、制度利用上の注意点などを分かりやすく説明します。ぜひ、この機会をご利用下さい。

ご参加お待ちしています。



遺言書ほかんガルー